

【件名】 A C T 政府発表：一部規制緩和の前倒し（COVID-19 関連）

【ポイント】

● 10月19日（火）、A C T 政府は、現在実施されている規制の一部を、前倒しで緩和する旨発表しました。

【本文】

10月19日（火）、A C T 政府は、現在実施されている規制の一部を、前倒しで緩和する旨発表しましたので、発表の概要を以下のとおりお知らせいたします。発表の詳細及び原文は下記リンク先をご確認ください。

<https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/act-reaches-80-of-eligible-population-fully-vaccinated>

1 10月21日（木）午後11時59分から実施される緩和

全ての小売店（不可欠でない小売店を含む）において、これまでのオンライン注文・配達方式、またはオンライン注文・受取方式に限定した営業形態が解除され、店舗面積4平米あたりに1人までの顧客の入店が可能という規制の下で通常の営業が可能になります。

2 10月29日（金）から実施される規制緩和（当館注：開始時間について明示なし）

（1）フードコートの営業が、店舗面積4平米あたりに1人までの顧客の入店が可能という規制の下で可能になります。

（2）屋外でのマスク着用が不要になります。ただし、感染の拡大を防ぐため、屋内でのマスク着用義務は継続されます。

3 11月1日から実施（当館注：開始時間について明示なし）

N S W 州 全 域 （ シ ド ニ ー を 含 む ） を 、 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 指 定 地 域 か ら 解 除 し 、 同 州 全 域 を 対 象 に 、 訪 問 後 の A C T に お け る 自 己 隔 離 義 務 が 解 除 さ れ ま す （ 当 館 注 ： 現 在 は シ ド ニ ー 大 都 市 圏 等 へ の 訪 問 後 は 、 自 己 隔 離 が 求 め ら れ て い ま す ） 。

【参考】10月16日付領事メール

<https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100248286.pdf>

4 A C T 政府は、下記リンク先に新型コロナウイルスに関する最新の情報を掲載していますので、定期的に確認し、最新の情報を入手するよう心がけてください。

<https://www.covid19.act.gov.au/>

（メール発信者）

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244（代表）

FAX：02-6273-1848

メール：[consular@cb.mofa.go.jp](mailto:consular@cb.mofa.go.jp)

大使館 HP：[https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト：<https://www.australia.gov.au/>

A C T 政府コロナウイルス関連サイト：<https://www.covid19.act.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト：<https://covid19.homeaffairs.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト（日本語）：

<https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja>

豪保健省コロナウイルス関連サイト：<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

※当館は A C T（首都特別地域）を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館（N S W 州，N T（北部準州）管轄）

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在メルボルン総領事館（V I C 州，S A 州，T A S 州管轄）[https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在ブリスベン総領事館（Q L D 州管轄）

[https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在パース総領事館（W A 州管轄）

[https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>